

経過措置にて解体工事業の
許可を受けている建設業者各位

お知らせ

解体工事業の許可時にもお知らせしているとおり、解体工事の技術者要件に関する経過措置期間が令和3年3月31日をもって終了します。

このFAXが届いた許可業者については、令和2年12月末時点で、営業所専任技術者を経過措置対象技術者として解体工事業の許可を受けているため、以下の①、②いずれかの対応をお願い致します。

①令和3年4月1日以降も引き続き解体工事業の許可が必要な場合、令和3年3月31日までに『解体工事業』に関する技術者を営業所専任技術者として配置し、建設業法第11条変更届を提出してください。

②解体工事業の許可が不要の場合、建設業法第12条廃業届を提出してください。

※変更届又は廃業届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取消処分となります。

※専任技術者の変更届は変更事由が発生した日から2週間以内、廃業届は廃業した日から30日以内に管轄土木事務所あてに提出してください。

◆技術者要件について

技術者要件に係る経過措置の適用を受けて解体工事の許可を受けた場合は、以下の(ア)、(イ)又は(ウ)を備える必要があります。

(ア)解体工事の1年以上の実務経験(2級とび技能士は3年以上の実務経験)

(イ)登録解体工事講習の受講(平成28年8月以降の建設業法登録講習)

(ウ)新たに解体工事に係る資格を取得又は有資格者を置く

※ただし、建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による経過措置技術者は、講習を受講しても資格を得られませんのでご注意ください。

◆『登録解体工事講習』について

講習の受講等に関するご質問は、次の実施機関へお問い合わせください。

公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 (電話:03-3555-2196)

一般財団法人 全国建設研修センター (電話:042-300-1743)

大分県土木建築企画課建設業指導班
電話:097-506-4516